

狛江市立公民館運営審議会

■根拠法令等

- ・社会教育法
- ・狛江市立公民館条例、同施行規則

■所掌事項

公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。(社会教育法第29条第1項第2号より)

■構成

- ・学識経験者 1人
- ・社会教育関係者 1人
- ・学校教育関係者 1人
- ・家庭教育関係者 1人
- ・公募委員 6人以内 計10人以内

■任期

委嘱の日から2年間(令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)

■令和3年度活動予定

▽本審議会

- ・10回(月1回・8月と1月は休会)
- ・原則、火曜日の午後7時から午後9時まで
- ・公民館事業評価、公民館長の諮問に対し、意見交換をしながら答申書を提出

▽公民館だより編集委員(選出委員のみ)

- ・原稿入稿
- ・編集会議出席

▽東京都公民館連絡協議会

- ・委員部会:年10~12回程度(選出委員のみ)
- ・委員部会研修会:年3回程度参加(任意)
- ・関東甲信越静公民館研究大会 基調講演・課題別集会(任意)
- ・東京都公民館研究大会 基調講演・課題別集会参加(任意)

■最近の諮問・答申

▽平成 27・28 年度

「狛江市立公民館の魅力を高め、すべての世代にわたる市民のための学習の場とするために必要な公民館事業のあり方について」

▽平成 29・30 年度

「狛江市立公民館における今後の保育室の運用とあり方について」

▽平成 31・令和 2 年度

「狛江市立公民館事業評価のあり方について」